

竹内 雅之 提出 学位申請論文（課程博士）

『神社祭式の研究』審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は明治初年から昭和前期まで、神社祭式の歴史的な展開に伴い、「神社祭式」がどのような変遷過程を経て今日に至ったか、その道筋を明らかにするものである。「神社祭式」を真正面から研究対象に取り上げ、「神社祭式行事作法」が今日の形態を整えるまで、その見通しを提示する意欲的な論考で、三部八章から成る。

第一部は、明治八年の式部寮達「神社祭式」に至るまでの経緯を明らかにする。まず元年、「神社は国家の宗祀」の根本義に立ち、畿内に集中する官幣社から全国へと広がり、東京中心の考えに基づいて、中央・地方の官員によって祭祀が執行された。同四年に「四時祭典定則」「地方祭典定則」を定めて、神祇寮

や式部寮の官員たちは改暦前後にあって祭祀実践を痛感し、同六年の「官幣諸社官祭式」「官国幣社祈年祭式」が制定されるに至った。そして例祭と祈祭式とは、神社祭式の両輪となってゆくのである。

後者の八年に成った「神社祭式」は、我国初めての包括的な規則であり、その背景を宮内庁所蔵の『祭式』（四冊）から検討している。式部寮の官員が作成した草案、宮内庁蔵「祭式」四冊を元にして、その成立過程を明らかにした。また「神社祭式」は元始祭を主たるものと位置づけ、神饌の品目・数量を定めている。しかし官国幣社の祭式を定めるに留まり、府県社以下の費用負担が困難な状況であった。

第二部は、明治四十年の内務省告示「神社祭式行事作法」の成立を詳しく述べ、大正三年の内務省令「神社祭式」や同九年の「明治神宮例祭式」から、同十五年の「勅祭社例祭式」を明らかにする。殊に皇典講究所が調査報告書として纏めた『神社祭式作法取調案』『神社祭式行事作法書』（共に神社本庁所蔵）を考察し、同四十年の内務省告示「神社祭式行事作法」の制定過程を具体的に明ら

かにする。

大正期の祭祀制度について、先学が「皇室祭祀令」「神社祭祀令」の制定を論究されている。そこで内務省令「神社祭式」と明治三十年代の礼典調査との関わりについて調査した。明治四十年の「神社祭式行事作法」と大正三年の内務省令「神社祭式」との関連を明らかにした。その際、幾重にも階層化された関係法令には、祭式用語の定義が不可欠となる。小野祖教が先鞭をつけ、大正三年の祭式・行事・作法の定義について明らかにしている。

明治四十年の内務省より「神社祭式行事作法」を制定するのは、官国幣社、殊に府県社以下の行事作法に区々たるものがあり、これを一定にすることが目標であった。当時の内務省神祇局の官僚にとって、神社中心主義というべき思潮で一色に塗りつぶされていた。この思潮に対して、佐伯有義は「自ら敬神の熱情なく」と官僚批判を止めなかったが、大正三年の内務省令「神社祭式」における行事作法の規格化、特に大祭・中祭・小祭に区分し、同時に斎戒規定の厳重な制定に繋がっていった。

そうした分析のため、「祭式」「行事」「作法」の定義化をめざして、礼典研究と関連法が整備される中で概念が次第に確立され、その動きは今日まで続いているという。また祭祀を大祭・中祭・小祭に分けて、その式次第を「大祭式」「中祭式」「小祭式」と規格化され、大正三年の内務省令「神社祭式」として結実したとみる。さらに皇典講究所で行われた意見交換の具体例として、講究所と神宮司庁との間で議論が尽くされた。法令の整合性は皇室と神社の関係でも図られ、より密接に関係をもつ明治神宮や勅祭社の例祭式にも影響を与えたという。

明治末年から大正期の祭祀制度について、「皇室祭祀令」「神社祭祀令」の制定を論究されている。そこで内務省令「神社祭式」と明治三十年代の礼典調査との関わりについて調査し、明治四十年の「神社祭式行事作法」と大正三年の内務省令「神社祭式」との関連を明らかにした。つまり明治末年から大正期の祭祀制度をたどり、「皇室祭祀令」「神社祭祀令」の制定を論究されている。

また階層化された関係法令では、祭式用語の定義が不可欠となる。小野祖教が先鞭をつけたが、大正三年の祭式・行事・作法の定義について明らかにして

いる。

第三部では昭和前期に皇典講究所で進められた礼典調査をめぐる、「特殊祭儀取調」に関して叙述した。皇典講究所は神社祭式と雑祭式にも、共に等しく公的な性格を与えようとするが、その作業は未完になり終わったという。この中で平岡好文著『雑祭式典範』について論及している。

最終章では昭和十七年に行われた「神祇院改正の神社祭式行事作法」の問題を取上げ、皇典講究所の果たした役割を明らかにする。青戸波江・金光慥爾の努力により「祭場の座位」の問題が整理され、現行の規則の規則になり、御扉の開閉に際して警蹕が廃せられたが、戦後になって復活したのである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は明治四年以降、大正・昭和期にいたる近代の神社祭式の形成過程を跡づけるものである。しかし四年以降を対象とするとはいえ、導入への目配りが求められるところである。

そこで導入として明治四年以前の元年三月、王政復古の大号令に続いて、神仏分離令が出された。中古以来の神仏関係を否定して、神道の独自性を発揮することになった。十一月には「新嘗祭ノ事由」が諭告されるに至った。四年五月には太政官から「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀」につき、神職を精撰補任すべしと布告された。こうした史実から「明治の理念」を高く掲げて、祭式の制定過程を研究することが肝要であろう。

これを前置きとして六年に改暦があり、旧二月四日に「官幣諸社官幣式」が策定され、例祭と祈年祭とは、神社祭祀の両輪となってゆく。やがてその上に元始祭が位置づけられ、こうした祭祀の主眼が鮮やかに強調されることにより、国民教化とも相俟って力説されてゆくことになる。祭祀の主眼が明確になるこ

とは、神社存立の根本を究明する上で、まことに意義ぶかいものであった。

本論文の特徴は『祭祀録』『祭典録』など、宮内庁所蔵の一次資料に遡り、その検討を試みているところにある。「四時祭典定則」を背後から裏付けるため、両記録に官員の動向をさぐり、官幣社の例祭励行では幾多の困難が見られると指摘して、一社限りの祭典執行に留まった理由を究明している。

規程・法令に定める祭礼用語を究明することにより、その階層構造を明らかにすることは避けて通れない。祭式・行事・作法の語義を導き出すことは、小野祖教氏が口火を切り、今日なおも続けられている大切な作業である。祭式とは祭祀における動作次第の全体を指し、行事とは祭員・参列者が行う動作次第の部分、作法とは個人が行う部分を称する。今後ともこのような言葉の研究が不可欠なものとなるであろう。

また詳細な図式化は、筆者の得意とするところと見受けられる。掲出された二十七図表の内、祈年祭次第・同幣持、「祭式」の目録・祭日・特徴、元始祭、新嘗祭式、祭祀と神饌の対応、例祭式など、その比較・検討に新展開をみせて、

大いに論述を補っている所である。

近代の神社祭祀の研究を謳う以上、神饌・祝詞も触れているが、「幣帛」と共に神社祭祀の重要事項である「玉串」にも、言及があつて然るべきではなからうか。例えば神宮の古儀では祭主以下、宮司・禰宜が太玉串を捧げて参進し、祭儀の冒頭においてこれを奉奠するが、太玉串の神霊的な性格をよく伝えている。それに対して拝礼の添え物という解釈が今日のもので、全国神社では宮司祝詞に続いて玉串を奉奠し、その上で拝礼することを通例としている。

しかし大正九年の内務省令「明治神宮例祭式」では、幣帛供進使の祝詞奏上に引続いて、玉串拝礼を行っている。神宮から神社における玉串を眺めて、この間における「神霊の依代」から「拝礼の添物」という変化を、法令上で確認することが肝要であろう。

さらに皇典講究所や神宮司庁における祭式改正調査に光を当て、その争点を明らかにしたことも、研究の独自性として評価できよう。

明治四十年の「神社祭式行事作法」の策定にあたり、礼典調査の過程で神宮

司庁との交渉がみられた。神宮三節祭に用いられる「八度拝」とは、石壺における朝廷奉祈の最高作法であるが、一拝を添えるのを「啓の余り」と神宮古伝承において伝えてきた所は、神秘的にして至重の事柄である。『延暦儀式帳』から幾代の年中行事を辿りながら、祭儀の核心に至ったことは精力的であった。

また皇典講究所の特殊祭儀の取調べにおいて、平岡好文は雑祭式の実践と研究に身を捧げて、昭和七年には八十余种に及んだという。さらに青戸波江・金光慥爾が左右尊卑の考えから座位を考究し、開扉にともない警蹕を掛けることなど、今日につながる成果と数えられる。皇典講究所におけるこのような成果を忘れてはならない。

近代神道史の立場からは帰するところ、神社祭祀と宮中祭祀との間に有機的な連関を創出できなかったと、かねてから先学が指摘している所である。こうした見解に対する筆者自身の所見が、些かも見られないことが惜しまれてならない。

このように本論文は、積み残した様々な課題を抱えている。しかしながら従

来あまり参照されなかった基礎資料を用いて、近代祭式の整備過程を辿った研究史的な意義は、決して少なくない。よって本論文の提出者竹内雅之は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成二十九年十二月三日

|    |              |      |   |
|----|--------------|------|---|
| 主査 | 國學院大學大学院客員教授 | 中西正幸 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授      | 武田秀章 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授      | 茂木貞純 | 印 |

竹内 雅之 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十九年十二月十三日

学力確認担当者

|     |              |         |   |
|-----|--------------|---------|---|
| 主 査 | 國學院大學大学院客員教授 | 中 西 正 幸 | 印 |
| 副 査 | 國學院大學教授      | 武 田 秀 章 | 印 |
| 副 査 | 國學院大學教授      | 茂 木 貞 純 | 印 |